

## 第50回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時：平成18年5月23日（火） 午後2時半から午後4時半まで

2 場 所：プラザ菜の花 3階 なのはなⅠ・Ⅱ

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（6名）

赤羽委員、伊藤委員、古宮委員、轟木委員、

中村委員、長谷川委員、榛澤委員、山下委員（書面）

事務局

商工労働部 水澤次長

経営支援課 関室長、白井主幹、鈴木副主幹、

高城副主幹、吉野副主幹、吉井副主幹

都市計画課 近藤副主幹

4 開 会：

### ① 審議案件概略説明

<事務局> 本日は、第50回審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様にはお忙しい中御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日お願いいたします審議案件は、新設の届出に係る審議案件としてベイシア長生店ほか2件、変更の届出に係る審議案件といたしましてモラージュ柏の1件でございます。このほか、既存店に係る変更の届出につきましては手続を進めさせていただき、報告案件としたものが柏増尾台ショッピングパークほか6件でございます。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

② 成立要件の確認（審議会運営規程第6条第1項の規定により、山下委員の文書による意見の開陳等を出席と認め、県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

③ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）

④ 配付資料の確認

⑤ 傍聴者の入室

⑥ 議事録署名人選出（議長が榛澤委員と古宮委員の2名を指名した。）

5 議 事：

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

① 審議案件1「ベイシア長生店」について

<伊藤議長> 本日の審議案件は、お手元の会議次第の議題にございますように4つございます。そのうち最初の3件が新設案件で、最後の案件4が変更の案件です。この順に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、最初に審議案件の1でございます。ベイシア長生店に係る株式会社ベイシアからの新設届出に対する県の意見案について審議を行いたいと思います。

届出に関します概要を事務局から説明していただきたいと思います。お願いいたします。

<事務局説明> (OHP：広域見取図) ベイシア長生店ですけれども、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

所在地は長生郡長生村、建物の設置者並びに小売業者は株式会社ベイシア、業種は食料品、衣料品・生活関連用品の販売です。土地については、農転により宅地に転用されております。また、建物構造は、鉄骨平屋一部2階建てで、店舗面積は8,000㎡です。

1ページの右の欄に届出概要をまとめてございますが、新設日は平成18年6月20日、営業時間は午前9時から午後9時、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後9時で、午後10時以降、いわゆる夜間の営業、荷さばき作業等はございません。

周辺の環境ですが、広域の見取図をOHPに映しております。当該店舗の立地場所ですけれども、JR外房線上総一ノ宮駅から約1km強の地点にございまして、北側が店舗の正面になりますが、国道128号線に駐車場の一部が面しております。また、南側は店舗の裏側になりますけれども、その後方に

2級河川の一宮川が流れております。地図の上からもおわかりいただけると  
思いますけれども、周辺を農地に囲まれたところです。

資料に戻り、市町村・住民等からの意見ですけれども、長生村からの意見  
が出されております。これについては後ほど御説明申し上げます。

(OHP：計画配置図) 続きまして、2ページをお開きください。OHP  
には店舗の計画配置図を写しております。駐車場は、店頭と国道に面した2  
カ所がございます。ともに平面駐車場で、届出台数は555台と、指針の必要  
台数540台を上回っております。また、出入口は、OHPで指しております  
6カ所で、休祭日や混雑が予測される日には交通整理員を配置することとし  
ております。また、駐輪場は、ベイシアの店舗のうち、利用台数の多い店舗  
の店舗面積1㎡当たりのピーク駐輪台数の傾向から算出した55台と自動二  
輪の必要台数8台を加えた63台に対し、75台分を用意する計画です。

続きまして荷さばき施設ですが、荷さばき場は店舗の左側でございます。  
面積は335㎡、同時作業可能台数が3台で、ピーク時の搬出入車両台数は7  
台ですけれども、荷さばき処理時間は平均17分ですので、搬入計画どおりで  
あれば施設は充足していると認められます。

3ページに移ります。経路の設定ですけれども、案内看板を6カ所に設置  
するとともに、新聞折り込みで経路図のチラシを配布する等、必要な配慮が  
なされているものと認められます。

また、歩行者の利便性については、駐車場内の歩行専用部分をカラーで色  
分けするとともに、出入口の要所要所に整理員を配置することになっており  
ます。

同じく3ページの廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですけれ  
ども、ベイシアは食品リサイクル法の罰則適用企業になっており、合積み納  
品や折りたたみコンテナの使用などにより段ボールのリサイクル、使用量の  
削減に努めるということです。また、生鮮食料品のパック詰め納品による生  
ごみの減量化、さらには水と油を分離するグリストラップを設置するなどの  
多様な対応が見られます。

4ページに移ります。防災対策につきましては、行政から要請があれば対  
応するという事です。また、防犯につきましては、24時間の警備体制とな

っております。

次の騒音につきまして、担当より説明させていただきます。

<事務局説明> それでは、騒音に係る事項について説明いたします。

既に説明したように、夜間にかかる営業や荷さばきはありますが、食品スーパーですので、冷凍ケース室外機などが夜間に稼働します。(OHP：写真01) 先ほどお話ししたように、周辺は田んぼです。(OHP：写真02) 上の写真は、画面左が店舗予定地、画面正面が隔地駐車場の予定地、下の写真は、画面右が建設中の店舗、左に見えるのは一宮川という周囲の状況です。

(OHP：計画配置図騒音) 民家は店舗北側に3軒ございます。このような民家の配置と周辺の状況を考え併せて、予測地点を決めました。予測の結果につきましては、お手元の資料の5ページにまとめてありますように、総合的な予測・評価、夜間の騒音ごとの予測、ともに指針値を満足しており、適切な対応がとられているものと認められます。以上です。

<事務局説明> (OHP：計画配置図) それでは、続きまして6ページの廃棄物についてすけれども、OHPに建物の平面図を写しております。廃棄物の保管施設は店舗の左側、荷さばき施設の上あたりにございます。指針では37m<sup>3</sup>ですけれども、68m<sup>3</sup>の施設を確保するということです。また、処理方法ですけれども、許可業者に委託し、敷地外処理を行うことになっております。

次に、7ページの緑化計画ですが、都市計画法の基準3%に対して8.4%の敷地内緑化を計画しております。また、照明につきましては、駐車場の利用可能時間に合わせ、午後9時半までの点灯となっております。

続いて市町村・住民意見ですが、住民からの意見はございません。ただし、長生村から意見が出されております。その1つは国道の交通渋滞に関してですけれども、役場に確認いたしましたところ、海水浴シーズンなどには比較的この付近の交通量がふえるということで、周辺の渋滞を心配されているようです。これに対して設置者は、所轄の警察署と協議し、状況に応じた対策を行うとのことでした。このほかにも歩行の安全性、ごみの減量化、災害時の物資の供給要請、さらには騒音問題等々、意見がございますけれども、それぞれ必要な対応がとられていると認められます。

最後に8ページの総合判断ですけれども、1番の駐車場につきましては、

指針に基づく必要台数が確保されており、また駐輪場につきましても、算出根拠に合理性があることから、駐車・駐輪需要は充足しているものと認められます。2番の荷さばき施設につきましても、必要な配慮がなされているものと認められます。続く騒音につきましても、基準値以下であり、適切な対応と認められます。また、廃棄物に係る事項、さらには街並みづくり等への配慮につきましても、それぞれ適切な配慮がなされていると認められます。なお、長生村からの意見に対しましても、先ほど申し上げましたように、必要な対応がとられると認められますので、この店舗の立地に関する県の意見は「なし」として考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、本件に関しまして、山下委員、崎田委員からの意見は特にございませんでした。

<伊藤会長> 御苦労さまでした。このベイシア長生店の場合は騒音問題も交通問題も廃棄物に関する処理状況についても特段の問題なしというふうに県の方は考えておりまして、専門委員の方からも御意見がなかったということでございますが、もし御質問、あるいは御意見がございましたら出してください。

<赤羽委員> 隣接店舗出入口も含めて国道128号線からの右折入出庫に関しては、今、説明していただきましたでしょうか。

<事務局> 済みません、説明は抜けておりました。(OHP：図7駐車場配置図)

<赤羽委員> まず、隣接店舗出入口、画面で言いますと右側の出入口では、資料でいきますと図面番号ー7の交通対策図で経路設定を見ますと、国道128号線から右折で入る経路と、それから左折で出庫するものしか前提とされてないんです。しかし、これは多分道路構造上は、隣接店舗出入口という、そこから右折で一宮方面に出庫することも可能なわけですね。本線上で右折同士が交錯するというのは余り望ましくないんです。実際にほかの店舗では運用を変えてもらったというところもありますので、そのあたり、どう考えているのかということと、もう1つの128号線に面している出入口、村道拡幅交差点の方ですね。これは左折で入庫する設定です。それから、出庫は右左折で運用しますよという計画なんですけれども、これも構造上は茂原方面から来た車が右折で入ることを妨げることはなっていないということで、そのあた

りをどのように対策しているのかを補足で質問したわけです。

<事務局> OHPで指しております隣接店舗の出入口から国道への出庫については、そこに交通整理員を配置しまして安全に出庫できるように誘導します。

<伊藤会長> 茂原の方へ左折で出てきますよね。

<事務局> はい。

<伊藤会長> そして、茂原の方から来たのは右折で入るわけですね。

<事務局> はい。

<伊藤会長> 赤羽委員からは、茂原の方へ行くライン、矢印があるところだけでも、ここから左へ出ることもできるということですね。

<赤羽委員> 画面上左、つまり車からすると右折で一宮方面に出ることも可能ですね。矢印が書いてありますが、これは公道ですか、私有地内ですか。

<事務局> そこはオートアールズというカー用品専門店の私有地になります。

<赤羽委員> そうすると、交通規制の範囲外ですね。

<事務局> そうです。

<赤羽委員> そうすると、そこから右折しようとする車両に対してどういう働きかけをするかということですね。

<伊藤会長> 斜線がついているのは、単に道路上に斜線があるだけですか。

<赤羽委員> 法的拘束力はないですね。

<伊藤会長> 右へ曲がっちゃいかんということはないわけですね。

<事務局> 右折をしようとするれば右折も可能になります。

<事務局> 先ほどの委員の御指摘なんですけど、問題になるのは、恐らくこの右折だと思っんです。ベイシアのお客さんとオートアールズのお客さん、幾ら整理員でも原則的に分け切れないということで、ベイシアのお客さんに対しては、なるべく一宮側出口に誘導するような看板の設置を要所要所に考えているということです。最悪、隣接店舗側出口に出てきてしまったお客さんについては、ここに整理員を立てますので、安全を確認しながら誘導するということです。

<伊藤会長> 本当は右折禁止か何かというふうにしておけば問題ないんだろうけれども、拘束的にできないわけね。

<事務局> できないです。一番きれいに流れるものを当面は考えていたというこ

とになります。

<伊藤会長> 本当は茂原方面へ行かれる場合は一宮側の出口だよということを徹底させれば。

<事務局> OHPに入っていないんですが、茂原方面、あるいは一宮方面と誘導する看板が場内に幾つも設置されますので、それで車の割り振りを考えているということです。

<伊藤会長> なるべく一宮方面へ隣接店舗側出口から出ないようにということ、それに尽きるんですけどもね。それを徹底してもらいたい。

<赤羽委員> 一宮側の入口で、今度、国道から右折で入るとするのは、その手前が右折車線があって入れるようになっていきますので、それから漏れてしまうという車はほとんどないと思いますので、まあまあと思うんですけどもね。ただ、最初に話題にした隣接店舗出入口のところでは、右折車が来てしまったら、右折させざるを得ないですね。そうでないと後続車が詰まってしまって収拾がつかなくなりますので、誘導員が相当注意して指示しないと、なかなか難しいかもしれないです。

<伊藤会長> たまには来ますよね。

<赤羽委員> なるべく一旦左折で出しちゃって何とかしてくれと、そういう指示をした方がいいと思いますけれどもね。わかりました。

<伊藤会長> それは、そういう意見があったのでということは申し添えてほしい点ですよ。幾ら徹底するといっても、何台かのうちに1台はそういうのが出てきたら困るからという指導でしょうね。

<事務局> はい、わかりました。設置者にそういう指導はさせていただきたいと思います。

<伊藤会長> そういうことで要望を出していただきたいと思います。

ほかに御意見はありませんか。もしなければ、今の赤羽委員のご指摘、私ももっともだと思いますので、その辺、右折をさせないというか、一宮方面は図面の左側の方から出てもらうという指導を徹底してもらいたい、こういう意見が出たことを言うていただくということで、県の意見として、全体的に総合判断では「意見なし」ということで御了承いただいていると解釈いたしまして、審議案件の1、ベイシア長生店に係る案件につきましては、県の

「意見なし」ということで審議会も了承したいと思います。ありがとうございました。

② 審議案件２ 「ファッションセンターしまむら茂原店」について

<伊藤会長> それでは、２番目の案件に移ります。審議案件の２はファッションセンターしまむら茂原店で、新設の案件です。お願いいたします。

<事務局説明> (OHP：図面１広域見取図) 続きまして、しまむら茂原店ですけれども、この店舗は従来、店舗面積1,000㎡以下で営業しておりましたが、今回、全面建てかえにより1,000㎡を超える店舗面積になることから立地法の届出があったものでございます。

なお、騒音に関しては山下委員から意見がございました。その内容は、後ほど説明をさせていただきます。

まず店舗の概要について御説明いたします。所在地は茂原市、建物設置者並びに小売業者は株式会社しまむら、業種は衣料品専門店です。この場所の用途地域は第１種住居地域となっております。建物構造は鉄骨平屋、店舗面積は1,270㎡です。

右の届出概要の欄に記載してございますけれども、新設日は平成18年６月26日、また営業時間は午前10時から午後８時ですが、荷さばき可能時間帯は午前10時から翌午前10時の24時間となっております。

周辺の環境ですけれども、幹線道路として、128号線のバイパスが店舗の西側を通っております。それと、千葉方面に向かう県道との交差点の近くに位置する形になります。また、この交差点に面して、ショッピングセンターが既に営業を開始しております。JR外房線の茂原駅からは約2kmの地点にあり、どちらかといいますと郊外立地と言えらると思っております。この128号バイパス沿いには、今申し上げたショッピングセンターのほか、ロードサイド店舗が多数張りついた新しい商業集積地になってきております。

市町村・住民等からの意見ですが、茂原市からの意見が出されております。これについては後ほど御説明申し上げます。

(OHP：図面２配置図) 続きまして２ページですけれども、OHPには

建物の店舗の配置図を示してございます。まず、駐車場は店舗の正面になります。平面駐車、届出台数は90台と、指針の必要台数46台を上回っております。出入口は、4カ所ございます。オープンセール等、混雑が予測される日には交通整理員を配置することとしております。また、駐輪場は、必要駐輪台数36.2台に対して38台分を用意する計画です。

続いて荷さばき施設ですけれども、店舗の裏側でございます。面積は79㎡、同時作業可能台数が1台で、ピーク時の搬出入車両台数は4t車1台です。平均的な荷さばき処理時間は15分となっております。当店の場合、1日1回の商品搬入ということですが、搬入時間が夜間になる場合には、騒音へ配慮して、お客様の店内出入口になります店頭風の除室前で荷さばき作業を行う計画です。

続きまして、資料2ページでございます経路の設定ですけれども、案内看板を設置するとともに新聞折り込みでのチラシ配布等、必要な配慮がなされていると認められます。

続きまして、資料3ページですけれども、歩行者の利便性につきましては、内側に向けた夜間照明7基を設置することとしております。

また、廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、梱包資材の減量化や、納品後、不要となったハンガーの希望者への提供、あるいは納品用の段ボールの再利用、さらには分別ごみの徹底などの対応が見られます。

防災につきましては、行政から要請があれば協力することになっております。また、防犯につきましては、照明、防犯カメラを設置するほか、駐車場の出入口の施錠、所轄の警察署と連携し、緊急時の通報体制を整備することになっております。

4ページ以降6ページまで騒音について、担当より御説明いたします。

<事務局説明> それでは、騒音の発生に係る事項について説明いたします。

(OHP：図面3荷捌車両走行経路) 周辺はスーパー、それから飲食店など商業施設が多い地域です。夜間にかかる営業はありませんが、夜間に荷さばきを行います。(OHP：写真02) 上の写真の正面がしまむら、荷さばき室の入口が白い車の左あたりになります。アパートが、荷さばき室にかなり近い位置に2軒建っているという状況です。届出当初は、昼間も夜間も同じ

場所で荷さばきをするという計画でした。届出の時点では基準を守れるという予測結果で出ていたのですけれども、つい先ごろ、しまむらが独自で行った騒音調査で、自社が使っている荷さばき車両の音が今まで届出計算で行っていた音よりも大きいということがわかりまして、夜間については風除室前で行うという変更が出されています。

(OHP：写真茂原FM) これは、しまむらが調査している様子です。昨年の5月に、しまむらの茂原ファッションモールについて、勧告審議案件として御審議いただいた際に、勧告はしないけれども、操業が落ちついたら現地で騒音調査を実施することという条件をつけたことを受けて行ったものです。この会社は調査等を、専門業者委託ではなく、自ら実施するという方針でして、社員が調査するのを県の職員が立ち会う、監督するという形で行いました。県の環境研究センター騒音振動研究室という部門がございまして、そちらの研究員の方に事前の準備からアドバイス等をいただきながら、3月の夜に行いました。

このとき自分たちで測定してみて、いろんな作業でいろんな音が出る、周辺道路の音の大きさもある。それから、荷さばき車両の音も、当初、自分たちが実測で出したデータよりも大きいということがわかりました。まだ正式な報告書は上がってきておりませんが、この結果を見て、茂原店の荷さばき作業場所を昼と夜で分けることとしたということです。

(OHP：図面3 荷捌車両走行経路) 資料は5ページからになります。総合的な予測・評価は、夜、昼とも指針を満足していますが、6ページの夜間の騒音ごとの予測は、店舗南西側から入り、車を店舗前駐車場で旋回しますので、出入口のE地点、北東側のF地点で基準値を超過します。E地点の前というのは店舗で、保全対象となる民家がありませんが、F地点の保全対象側は、駐車場を挟んで3階建てのマンションがあります。保全対象側F'地点の予測結果は43dBとなり、この地域の基準は40ですので、保全側でも超過している結果となりました。荷さばき施設側の民家の基準は、45なのですが、ここは都市計画上、中高層住居専用地域ということで基準が厳しくなっております。実際は先ほど申しあげましたように、周囲は店舗であり、マンション自身も道路に面しており、さらに1階はラーメン屋などの飲食店2軒

とブティックが営業しているという状況です。

(OHP：写真04) 下の写真の右側がF地点、左のマンション前がF'地点で、ラーメン屋とか飲食店が営業しています。このような周囲の状況、それから、ここは従来から営業していた店舗の建てかえであること、それから、もし夜間、荷さばき作業を行うとしても1回だけ、15分程度の作業であること、それから、音の超過の度合いが3dB程度であること、さらに周囲の基準が45dBであることなどを考え合わせますと、環境への影響は軽微なものと考えられます。

国の指針では、騒音というのは厳格に基準値以下にするような対策を設置者に求めることを想定しているものではないとされています。この場合、事業者なりに住居への影響を考慮して、より影響の少ない方に荷さばき作業を持ってきた結果であることなども考え合わせまして、騒音について特に注意を促すコメントをつけた上で、県意見は「なし」ということにしたいと考えております。

事前に送付した資料では、この6ページは調整中としておりました。実は荷さばき車両の騒音レベルの実測の仕方とか基準を超過していることへの対応について、山下委員のお考えを伺ってから最終的な対応を検討したいと思っていたためです。山下委員からは、次のような意見をいただいております。「今回、県意見なしの扱いについては特に異論はありませんが、荷さばき車両の騒音レベルの測定方法については、今、この会社がやっているように、音を1カ所で測定して車両の騒音レベルを求めるやり方ではなく、同じ音を何カ所か距離の違う地点で測定して、その音がどう伝わっていくか、その伝わり方から騒音レベルを計算するという方法を検討していただきたい」ということでした。

届出当初に使用していた数値というのは、しまむら、設置者が自社測定したものでしたが、荷さばき作業場所の変更を行うにあたって、騒音計算に使用した数値は、専門業者が測定したもので、結果として、自社測定よりも7dBほど高い数値を用いています。実は、車両走行音の測定方法について、大店立地法で明確に指定された測定方法がありません。そのため、より正確に把握するためには、今申し上げたように、何点かではかる測定の仕方の方が

適当でしょうというのが山下委員の御意見でした。

今現在、しまむらの案件について審査中の案件はありませんので、次回以降の届出について山下委員の御意見を反映していただけるよう、設置者へはよく伝えております。今後とも山下委員にアドバイスをいただきながら事業者を指導してまいりたいと思っております。騒音について以上です。

<事務局説明> (OHP：図面2配置図)説明を続けます。資料7ページの廃棄物ですが、先ほどの配置図をごらんいただきますとわかりますように、店舗の裏手、荷さばき施設の脇に18m<sup>3</sup>の保管施設を設ける計画です。指針の12m<sup>3</sup>を満たす容量を確保するということです。また、処理方法につきましては、許可業者に委託し、敷地外処理を週3回ほど行うことになっております。

続きまして、8ページの緑化計画ですが、新たな開発行為ではないために、都市計画法上の3%という緑地義務は適応されませんが、フラワーポットを置くなど、自主的に緑化に努めることとしております。また、照明につきましては、駐車場の利用可能時間に合わせて午後8時15分までの点灯となっているほか、照射角度も周辺環境への配慮が見られます。

市町村・住民等の意見について、住民からの意見はございません。ただし、茂原市からの意見が出されております。その1つは車の出入りに際しての交通安全対策ですけれども、この意見に対し、設置者側は、関係機関との調整を行うとのことでした。このほか、廃棄物の減量化、リサイクル処理を推進するとともに、騒音問題に対してはアイドリングストップの看板掲示など、必要な対応がとられるものと認められます。

最後に、9ページの総合判断でございます。まず、駐車場及び駐輪場につきましては、それぞれ指針に基づく必要台数が確保されており、駐車・駐輪需要は充足しているものと認められます。また、荷さばき施設につきましては、必要な配慮がなされていると認められますけれども、荷さばき作業が夜間になった場合には、先ほど担当の方から説明がさせましたように、荷さばき車両の走行音が若干基準値を上回ることとなりますが、環境への影響は軽微であると認識しております。また、廃棄物に係る事項並びに街並みづくり等への配慮につきましては、それぞれ必要な配慮がなされているものと認められます。なお、茂原市からの意見に対しましても、必要な対応がとられる

と認められますので、この店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、本件に関しまして、崎田委員からの御意見はございませんでした。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。この案件につきましては、ただいまお聞きのとおり、騒音が基準値を少しオーバーしているということですが、専門の山下委員の方からは、影響は軽微であると。ただ、計り方が多少問題で、1カ所だけというのが気になる。大店立地法の手続上は、計り方まで規定がないということでしたら、仕方ないだろうけれども、今後は指導上、複数箇所ですべて、具合を調べてほしいと。しまむらの案件は特にそうなんです、その後の出店の場合もこういう方法でお願いしたいという要望というか、これしか仕方がないといひましようか、そういう方法で指導していただくという意見がついたわけなんです。ほかは特に問題はないということで、最終意見は9ページにありますように、県の「意見なし」ということですが、なお書きの2段目にありますように、「特に荷さばき作業については、騒音苦情が生じないように注意し、苦情があった場合は誠意ある対応をしてください」、こういうなお書きをつけたということです。いかがでしょうか。委員の方から御意見、あるいはご質問ございましたら、お願いします。

<赤羽委員> 先ほどの案件で、ほかにも駐車場の出入口で右折出庫と右折入庫が交錯する場合に改善してもらおうように申し上げたことがあると。あるいは、千葉県警からそういう注文がついた事例がありましたと申し上げたんですが、それが実は、ほかの店舗ですが、しまむらの案件だったと思います。ほぼ毎回コメントをつけなければいけないんですが、この場合には、まず、駐車場の収容台数が90台と規模が小さいということ、駐車場の出入口が設置されている道路がいずれも幹線には面していないということ。それから、これは事務局から設置者に問い合わせてもらったところ、交通整理員の誘導によって、比較的交通量の少ない側の道路で右折しようとするような車両は出入口No.3の方向に誘導するという回答が来ていますので、許容の範囲内ではないかと理解しました。以上です。

<伊藤会長> 今、赤羽委員の御指摘のように、しまむらの出店に対しては、入庫と

出庫と同じ口だというので、県警の方から分けるべきだという指導もあった事例もありますが、今回の場合、状況は県警の注意もなかったようですから、これは認められるであろうということをごさいますね。どうも店舗の方針のようですね、入庫と出庫のね。

<赤羽委員> でも、状況に合わせて選択してもらいたいですけれども。

<伊藤会長> 県警から注意しないと直さないという形ですから、できればしまむらの場合、1つ1つの案件で状況を見てやってほしいという要望もあったことぐらいは伝えておいていただきたいと思えますけれども、この案件につきましては、特によかろうという御意見でございました。ファッションセンターしまむら茂原店は、総合的に言いまして、先ほども騒音の問題が要望事項で少しありましたし、それに追加して赤羽委員からの御意見もあったので、これは伝えていただいた方がよろしかろうと思います。できることなら状況に合わせて出入庫の分離をしていただく、これを要望するということですが、県の意見としては「意見なし」というのが原案でございますが、いかがでございましょうか。もし御異議がなければ、県意見ではなくて、要望、注意喚起という点を添えて指導していただけるということで、本審議会としては県の意見は妥当であると判断をすることにいたします。ありがとうございました。

それでは、このファッションセンターしまむら茂原店も県の「意見なし」というので承認いたしまして、3番目に入ります。これはUNICUS成田店で、核店舗はヤオコーというスーパーでございます。この案件の御説明をお願いいたします。

### ③ 審議案件3 「UNICUS成田店」について

<事務局説明> (OHP:周辺図) それでは、UNICUS成田の店舗概要でございいます。所在地は成田市の公津西特定土地区画整理事業区域内でございいます。建物の設置者は株式会社ピーアンドディコンサルティングで、小売業者は、株式会社ヤオコーで、業種は食料品スーパーです。立地場所の用途地域は第2種住居地域となっております。建物構造は鉄骨平屋一部2階建て。建

物は、専門店のUNICUS棟とヤオコー棟から成っており、ヤオコー棟が2階建てになっております。その2階部分は駐車場の計画です。店舗面積は3,866㎡です。

右の届出概要に記載してございます店舗の新設日は平成18年9月1日、営業時間は午前8時から午前0時、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時までとなっております。

周辺の環境につきましては、OHPの画面をごらんいただきたいと思います。計画されております店舗は、JR成田駅の西口から成田ニュータウンへ向かう大通りの延長上にごございます。地図上でみますと、右の方向がJR成田駅になります。西口の駅前的大通りから真っすぐ向かってきますと計画地に到着するというような位置です。周辺も含めて土地区画整理事業が進行中のところで、現在、店舗の北側と南側は更地となっております。西側は一部住宅地として整備されつつあり、一戸建ての分譲が開始されております。また、東側に面するあたりまでは既に開発が進められてきており、テニスコートや社宅、高層住宅などが建ち並んでいるほか、大型店も進出してございます。

なお、市町村・住民等からの意見はございませんでした。

(OHP：配置図) 続きまして、資料2ページに駐車場等の状況が記載してございますが、OHPをごらんいただきますと、その位置がおわかりかと思えます。

駐車場は、店舗正面、北側になりますが、こちらの平面駐車場と、ヤオコー棟の2階、屋上駐車場を合わせて261台収容となっております。これは指針の必要台数187台を満たしております。また、図面のE-1からE-3までの3カ所が出入口となっており、このうち北側のE-2の地点は、34mの駐車待ちスペースを確保することになっております。また、交通への支障を回避するための方策として案内看板を設置するほか、出入口付近には交通整理員を配置することにしております。また、駐輪場ですけれども、指針に基づく必要駐輪台数110台に対し、132台分を用意する計画です。

続きまして荷さばき施設ですけれども、店舗の裏手、南東側になりますが、C-1からC-4まで4カ所ほど荷さばき施設がございます。面積の合計は

71㎡で、同時作業可能台数は、ヤオコー棟に接するC-1に2台で、そのほかの3カ所は1台となっております。なお、ピーク時には5台の搬出入車両がありますけれども、専用の出入口を設けるなど、搬出入計画に基づき必要な配慮がなされているものと思われまます。

続いて3ページに移ります。経路設定ですけれども、駐車場の案内看板の設置や新聞折り込みによる来店経路の周知、また、込み合う時期には交通整理員を配置し、スムーズな誘導に努めることとしております。

歩行者の利便性につきましては、歩行者・自転車の専用出入口を設けるほか、敷地内の歩道はカラー舗装化し、安全を確保するなど、必要な配慮がなされているものと認められます。

続きまして、廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですけれども、当店は食品リサイクル法の罰則適用企業になっており、魚のアラの飼料化や廃油を利用した石けん、それから生ごみの堆肥化など、多様な取り組みを計画しております。

防災につきましては、要請があれば対応するという事です。また、防犯につきましては、出入口の施錠、夜間警備、防犯カメラの設置等により防犯に努めることとしております。

5ページから7ページ、騒音について御説明いたします。

<事務局説明> (OHP:騒音源配置図)では、騒音の御説明をいたします。夜間にかかる荷さばきは行いませんが、営業時間が午前0時まで、それからスーパーですので、冷凍機などが24時間稼働します。その対策としてOHPで紫色の線で示している位置に遮音壁を設置するという事です。

騒音の予測結果につきましては、6、7ページにまとめています。総合的な予測については、夜、昼とも問題ありませんが、夜間の騒音ごとの予測では、来客車両の出入口などで基準を超過します。

(OHP:写真01)こちらは現在の状況、正面が店舗予定地です。出入口3カ所が騒音の基準を超過します。(OHP:写真02)下の写真のA地点については、保全対象側は現在更地で、将来は店舗予定地という看板が建っておりまして、保全対象がありません。それから上の写真はB地点です。画面左はテニスコートです。予測結果よりも現況夜間の騒音レベルの方が大き

く、環境に与える影響は軽微であろうと考えられます。

(OHP：写真03) EとF地点ですが、先ほど申し上げたように、届出当初は更地でしたが、現在は、画面のように、一戸建住宅が分譲中です。ただ、まだ入居前ということでした。下の写真の車のあたりがF地点になります。そのため、再度設計図、現地の状況を確認しまして、騒音について再確認の計算をしております。そのなかで、当初の計算では見落としていた遮音壁があったということがわかりました。また、F地点の前は住宅販売のインフォメーションセンターとなっており、保全対象ではないため、民家の立地している地点で予測計算をすると、基準値を満足するという結果でした。このようなことから、一部地点で夜間の騒音ごとの基準を超過するものの環境に与える影響は軽微であり、必要な対応はとられているものと認められます。

山下委員からは、特に意見はないけれども、住居が近いので、苦情がでないように注意してくださいとのことでした。騒音については以上です。

<事務局説明> (OHP：配置図) 説明を続けさせていただきます。8ページからの廃棄物についてですけれども、先ほども御説明いたしました荷さばき施設に隣接し保管場所を設ける予定です。保管場所は5カ所ございます。41m<sup>3</sup>の保管容量を確保することとしており、指針の18m<sup>3</sup>を満たすものとなっております。また、処理方法につきましては、許可業者に委託し、敷地外処理を毎日行うことになっております。

続きまして、緑化計画ですけれども、成田市には緑化推進指導要綱がございまして、この要綱に規定されております6%を満たす7.52%の緑地を設けることになっております。また、建物の高さを抑え、外壁は茶系の色合いにするなど景観への配慮が見られるほか、照明の照射角度につきましても周辺住宅への配慮が見られております。

それから、市町村・住民意見については、ともにございませんでした。

最後に総合判断になります。まず、駐車場及び駐輪場につきましては、それぞれ指針に基づく必要台数が確保されており、駐車・駐輪需要は充足しているものと認められます。荷さばき施設につきましても、必要な配慮がなされていると認められます。また、騒音につきましても、夜間に発生する騒音ごとの予測・評価において基準値を超過する地点がありましたけれども、生

活環境に与える影響は軽微であると考えております。また、廃棄物に係る事項並びに街並みづくり等への配慮につきましては、それぞれ必要な配慮がなされていると認められます。加えて成田市及び住民からの意見はございませんでしたので、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、崎田委員からの御意見はございませんでした。

<伊藤会長> 以上、お聞きのとおりでございまして、何か御意見、御質問ございましたら、どうか出していただきますように。よろしゅうございますでしょうか。もし特段の御意見、御異議がなければ、本案件の総合判断で県の「意見なし」ということを了承したいと思います。ありがとうございます。審議案件3、UNICUS成田に关します意見は「なし」ということで結審をいたしました。

### ③ 審議案件3 「モラージュ柏店」について

<伊藤会長> それでは、最後の案件になります。これはモラージュ柏店でございまして、核店舗はホームセンターでございまして。これは変更案件ということで、荷さばき施設の増設に、駐車場の出口の増設。それから、今までは9時から9時半という営業時間だったんですが、ホームセンターは年間298日を午前7時からやるという変更等を行うという案件でございまして。

それでは、すぐに説明をお伺いすることにしたいと思います。お願いいたします。

<事務局説明> (OHP: 図面2) モラージュ柏について御説明いたします。平成16年7月にオープンいたしましたロイヤルホームセンターと食品スーパーのヤオコーをキーテナントとするショッピングセンターです。今回は荷さばき施設の増設、営業時間の延長、駐車場の出入口の増設等に係る変更の届出ですけれども、新設のときに続き、住民からの意見が出されておりますことから御審議いただくことになりました。

まず、店舗の概要ですけれども、変更箇所のみ説明させていただきます。2ページに変更事項を記載してございますが、OHPには施設の図面を写し

ております。

資料と画面と両方見ていただきたいと思いますが、まず、荷さばき施設ですが、変更前は2カ所でした。それを今回の変更で、ヤオコー側の店舗の左側と店舗正面の2カ所増設するものです。変更後の荷さばき施設の面積の合計は1,153㎡になります。これはヤオコーの荷さばき作業をしやすくするためのものです。今までの2カ所ですと、食品スーパーのヤオコーの荷さばき作業が距離的にも若干遠かったということがあり、できるだけ近いところで荷さばきを行いたいということから2カ所増設をする計画です。

また、開店時刻ですけれども、全店がこれまで10時開店でしたが、ロイヤルホームセンターのみ、年間298日という限定つきですけれども、午前7時からの営業となります。また、閉店時刻につきましては、ロイヤルホームセンターはこれまでどおり午後9時までですけれども、ほかの店舗は午後9時半ということで、30分の繰り下げになります。ロイヤルホームセンターの7時からという早朝営業につきましては、職人等の業務需要に対応するためのものです。このため、来店客が駐車場を利用することができる時間帯もロイヤルホームセンターの営業時間に合わせて変更することになっております。

(OHP：図面1) また、駐車場の出入口数ですけれども、これまでは出入口の数は9カ所でしたが、1カ所増設し、10カ所になります。その増設箇所は、店舗の裏側駐車場からの出口専用を設けるものです。同時にヤオコーの裏手の入口専用を出口専用に変更するというものです。これは周辺道路の混雑緩和に対応していきたいという考えで、こうした出口の変更につきましては、住民からの意見を参考にして対応したということです。また、荷さばき時間も1時間延長し、午後7時までということになります。

市町村・住民等からの意見ですけれども、住民からの意見が出されております。これについては後ほど御説明いたします。

続いて3ページは、変更事項の検討状況です。駐車場の出口の新設及び入口の出口専用への変更につきましては、周辺道路の混雑緩和に一定の効果があるものと思われれます。地図で見ますと、周辺にニトリ、コジマ電機、ヤマダ電機、ケーヨーデイツー等の大型店が既に集積をしております。その右側

の道路が比較的混雑をしているということで、その混雑を解消するために、モラージュ柏側としては出口を2カ所設け、渋滞する道路を通らずに、迂回しながら左の松ヶ崎交差点の方へ誘導する、あるいは、国道とは反対側に誘導するという事です。

また、荷さばき施設につきましても、搬出入計画に基づく必要な規模の施設・運営計画であり、適切な配慮がなされているものと認められます。

続きまして、4ページの騒音について、説明させていただきます。

<事務局説明> (OHP:騒音源配置図) 騒音についてですが、荷さばき施設の増設等の変更の影響があるところについて、予測計算を行っています。新設の届出をした当時はなかったスポーツクラブ兼住居が立地しているということ、それから周辺住民の方が大変心配なさっているということで、予測地点、予測高さについて何点も予測しまして、一番音が高くなる地点で予測結果をまとめております。

その結果は4ページにまとめてあります。今回、夜間にかかる変更はありませんので、昼間の時間帯の総合的な予測のみです。変更前とは音源の場所が変わったり、増えたりしていますので、当然、予測結果が高くなっていますが、すべて基準値以下であり、適切な対応がとられているものと認められます。山下委員からは特にコメントはありませんでした。以上です。

<事務局説明> (OHP:図面2) 説明を続けます。資料5ページ目になりますけれども、住民等からの意見です。柏市からの意見はございませんでしたけれども、住民からの意見が5点ほど出されております。

まず、平成17年10月29日の住民説明会の内容説明が不十分であったので、やり直しを求めるものですが、これにつきましては、住民説明会は立地法に基づく説明会のほか、任意でも説明会を実施し、今回の変更届出内容の周知に努めております。なお、立地法の説明会では交通問題に対する質問が出されましたが、国道16号線の十余二交差点及び松ヶ崎交差点の交通量の飽和度を示した資料を質問者に送付し、対応を図ったとのことでした。

2点目としまして、ロイヤルホームセンターの営業時間繰り上げには、子供たちの通学時間帯に車の通行量を増やしてまで、あえて営業を行うほどの意義が感じられないので反対であるという意見です。これに対しては、早朝

営業はロイヤルホームセンターの方針であり、同社の他の店舗同様、職人の需要に対応するために早朝営業を行うものであるとのことです。なお、他店の状況から、この時間帯に来店する車両は20台程度ではないかという想定をしているとのことです。また、当該時間帯での利用可能な駐車場は、OHPで示しております店舗正面のロイヤルホームセンター側に限定し、警備員を配置するなどの配慮が見られております。

また、設置者及びテナントに、営業時間の延長を小出しにして住民の反感を抑えようとする意図が見え隠れし、どこまで延長するのか非常に不安である。わずか30分の営業時間延長にどれだけの意義があるのか明確ではないので、認められないとの御意見ですけれども、それに対して設置者側としては、ヤオコーの閉店時間の要望はあくまで午後10時ということのようですけれども、施設全体の運営を勘案し、午後9時半までとしているとのことです。なお、現時点での、さらなる営業時間の延長の予定はないけれども、テナントの要望や利便性の向上を目的に営業時間を延長する場合には、立地法に定める変更手続を経るものとして認識しているとのことです。

次の4番目、5番目の意見に対する設置者の対応は、駐車場出入口の変更について、新聞の折り込みチラシやホームページ、誘導看板の書きかえ等により周知するとともに、警備員を配置し、退店車両の誘導などに配慮しているとのことです。また、柏市と協議の上、道路の拡幅や右折車線の設置、交差点改良費用の一部負担等を行うほか、シャトルバスの運行も行われているということです。

最後に7ページの総合判断ですけれども、駐車場の出口の新設及び出入口の変更につきましては、周辺道路等の混雑緩和に一定の効果があり、適切な配慮がなされていると認められます。また、荷さばき施設も適切な配慮がなされていると認められます。騒音についても基準値を満たしており、適切な対応がとられているものと認められます。さらに、住民等の意見に対しましても、先ほど御説明しましたとおり、必要な対応がなされているものと認められます。

以上のことから、当該店舗の変更内容につきましては、指針に照らし適切に配慮されていると判断し、県の意見は「なし」と考えております。

なお、崎田委員から2点ほど質問をいただいております。まず、荷さばき施設と駐輪場が隣接しているけれども、安全性の確保への配慮はなされているのかということです。これは、新しく荷さばき施設を増設しようとする場所が、現在、駐輪場になっている所と位置的に同じ場所になるということで、そこに自転車を止めるお客様に、荷さばき車両が入り込んできたときに危険はないのか、安全性は確保されているのかという質問です。これについては、駐輪スペースとして30台分ほど残しますけれども、大部分は店頭の駐車場などに移動したとのことです。

もう1点は住民からの意見にございましたけれども、早朝営業に関して、通学路など周辺道路の安全性はどうかという質問でございました。当該店舗の周囲の道路につきましては、歩道と車道の区分がされており、安全性は確保されているということです。

以上です。御審議のほどよろしく願います。

<伊藤会長> 交通問題で柏市の方は特に意見を出しておりませんが、住民の方からちょっと厳しい意見が出ております。この交差点の混雑については、出店時に承認してしまったんですけれども、この問題についても不満といたしましょうか、出ているということです。対応はそれなりにしているということを県の方は評価いたしまして、案は「意見なし」でございしますが、なお書きで「周辺道路の混雑緩和等に、店舗として可能な対策を今後とも講じてください」ということを添え書きはしております。いかがでございましょうか。これは変更案件でございまして、出口の増設、開店時間を早めたと。それには理由があるという内容でございました。

<赤羽委員> 県の意見として、最初の審議のときに、来店車両の台数を減らすためにシャトルバスを運行してもらおうとの内容でした。それに対して、設置者側からそのシャトルバスの運行によって何台の車を減らすことができるという見込みが提示されたので、それを実現するようという意見を付して認めたという経緯があったと思います。この「シャトルバスの効果について」という資料は、ほかの委員の皆さんには渡ってないんですか。せっかく実行してもらっているのに、議事録に残るような形で読み上げてもらえばいいと思うんですけれども。

<事務局> (OHP:シャトルバスの効果) それでは、平成16年の変更届ということで、県意見の後に提出された届出の計画につきまして申し上げますと、バスの運行計画として、JR柏駅と我孫子駅からそれぞれ20往復、合計で40往復、延べ人員で2,000人という計画が出されております。

これに対して車両の抑制効果ということで、平均乗車人員2.5人で割りまして、最大の抑制効果が800台という数字が出されております。このときに類似店舗の実績からも推計を行い、最大の800台からしますと大体75~76%の割合でございしますが、609台という数字が出されております。これに対して、オープン後の昨年5月の状況ですが、運行時間を、11時から8時まで時間を長くし、88便ほど運行しております。柏駅、我孫子駅から運行しており、5月の合計で1万9,281人の乗車がございました。これを平均乗車人員2.5人で割りますと、5月1カ月で7,712台の抑制効果ということになります。これは休日の運行になっており、5月の休日が12日間ございましたので、7,712台を12日で割りますと1日平均643台という実績になり、推計台数よりも若干上回る台数が抑制されているという数字が出されております。

<伊藤会長> 52便、36便というのは、これは往復にすると、26往復と18往復と見ていいわけね。

<事務局> はい。当初計画は20、20だったわけですが、柏駅の方を少し多目にしております。

<伊藤会長> 当初は11時から17時までだったのを午後8時までやっとならぬ、ということですね。

<事務局> はい。

<伊藤会長> わかりました。こちらが要求を出したわけですが、シャトルバスをやった結果だそうです。

<赤羽委員> 新規出店のときの意見の内容は今確認できますかね。私の記憶では、定かではないんですけども、1日当たりだけではなくて、ピーク時間帯の目標値も設定されていたと思うんですけども。

<事務局> 御審議の中で、ピーク時間帯で何台という台数が出ております。

<赤羽委員> それは審議の中だけではなくて、県の意見の中にその数字が入っていると思うんですけども。

- <伊藤会長> これは勧告案件でしたっけ。
- <事務局> そうです。県意見をつけまして、勧告審議案件ということで。
- <赤羽委員> では、具体的な数字がそのときの審議についていたんですかね。
- <伊藤会長> 私は勧告審議をやった記憶があるんですけども、その中で台数かどうか、記憶にないんです。ここに書いてある交差点がオーバーですので、どうするかというのがあって、シャトルバスが出てきたというのが記憶にありますけれどもね。
- <赤羽委員> 生活道路に入り込んでくると。
- <伊藤会長> あの時も住民からのかなりきつい意見が出ておりましたね。
- <事務局> 勧告審議案件ということで御審議いただき、勧告しない旨の通知を出しております、その中で付記事項として来店車両のピーク時1時間当たりの抑制目標台数が入っております。
- <赤羽委員> ピーク時間帯に一番問題が集中するわけで、その時間帯にシャトルバスによる効果がどうなっているのかということは、それを前提に出店してもらったわけですから、きちんと状況を把握して、必要に応じて、例えば利用者をその時間帯に増やすという改善策が必要なはずですね。それをこの回答は満たしていないんじゃないでしょうか。
- <事務局> 今回の変更にあたり、交通協議の資料ということで提出されているものがございまして、その中で運行時間でございますが、当初は12時から5時までということで運行していたわけですが、昨年の4月から、実際のお客さんの乗車状況を見まして、運行便数とか時間を変更し、それで抑制効果を図るということです。
- <赤羽委員> 厳密なことを言うと、もともと車で来るお客さんをシャトルバスで吸収したのか、シャトルバスがあるから新たに来るお客さんがその中に含まれているのかということがありますが、それは設置者が県の通知に従って、こういうふうに取り組まれているわけですから、いろいろ言いません。ただし、ピークの時間帯にどういう状況になっているのかを把握して必要な対応をとってもらおうということは依然として課題として残っているわけで、それを現時点でやってもらわないとしたら、それは意見に含めるべきだと思うんですけどもね。これは調査できないことではないです。時間帯別に乗車人員

を調べてもらえばわかることですから。

もう1つ、この案件に関しては、店舗を目指して多数の車が生活道路に入り込んでくることで安全上の問題が発生することが非常に懸念されたということですので、実は事務局を通じて千葉県警に、当該店舗がオープンして大体2年たつということですので、オープン前後2年間の当該地域における交通事故の発生状況をまとめて提供してもらうようお願いしたんですけれども、県警の回答を読み上げてよろしいですか。

<事務局> はい。

<赤羽委員> 「県警に確認しましたが、オープン前後2年間の柏署管内の事故発生件数約1万件を全部手作業で確認することになり、対応ができない状況ですので、よろしくをお願いします。」という回答だったんですが、これは受け入れがたいです。というのは、ほかの都道府県ならいざ知らず、千葉県警は、少なくとも人身事故に関しては、紙ベースではなくて、PC端末で地図データベースを使って電子入力するというシステムを所轄署で運用しています。私の記憶が間違いなければ、平成14年の時点で既に運用の状況を見せてもらっていますので、前後2年間のデータは電子データ化されているはずで、それもGIS（地理情報システム）というプラットフォームの上に乗っかっている電子データですので、いわゆる町丁目別に集計するというのは造作もないことのはずなんです。ですから、何か誤解が発生しているんだと思います。第8次交通安全基本計画で、警察庁も生活道路における交通安全を推進することを大きな柱にしています。まず現況を把握して、必要に応じて公安委員会、道路管理者と設置者が協力して安全対策を講ずることが基本だと思いますので、その基本となる情報が出てこないというのは受け入れがたいですね。これは設置者に対する意見として含めるのはどうかと思いますが、少なくとも議事録にはそういうことを残しておいていただく必要があると思います。

<伊藤会長> 県警は、この前のときの生活道路へ入ってくるということは承知の上だったわけですね。それに対して、交通事故発生件数という回答は十分なものではなかったというわけで、客観的にはわからないというんですが、この場合の現在の状況において、そういう意見があったと、これは議事録で

すから当然載せていただくとして、もう1つのピーク時間帯の減少を……。

<赤羽委員> 意見でなくて、勧告審議に基づく通知にピーク時間帯の目標数値というのでも示されているわけですから、例えば意見として、「シャトルバスの運行による来店車両台数の減少方策に関して、設置者自身が提示した1日当たりのみならず、ピーク時間帯における効果の状況を把握して、必要に応じて改善策を講じてください」という趣旨の意見をつけたらどうかと考えるんですけれども。

<伊藤会長> 今の赤羽先生の意見ですと、県の意見に添えないといけないということで、このままの「なお」というところでは極めて不十分で、前の対応について、その施策がどう効果があったかが語られてない、届出の書類の中で出てきてないから、これをちゃんと出してもらうことを意見としてつけるかどうかということですね。今の赤羽委員の動議というか、それぞれちょっと確認しますが、古宮委員はいかがですか。

<古宮委員> 賛成します。

<伊藤会長> 長谷川委員。

<長谷川委員> 賛成です。

<伊藤会長> 榛澤委員。

<榛澤委員> はい。

<伊藤会長> 中村委員、よろしいですか。轟木委員、そういう意見をつけると。

<轟木委員> はい。

<伊藤会長> これは文言をどういうふうにいたしましょう。

<赤羽委員> 先ほどは、早口で申し述べてしまいました。「シャトルバスの運行による来店車両台数の減少方策に関して、設置者自身が提示した1日当たりのみならず、ピーク時間帯における効果の状況を把握し、必要に応じて改善策を講じてください。」との提案です。

<伊藤会長> 事務局の方、書き留められましたでしょうか。それが意見ですが、これを忘れてしまわないうちに出してもらわないといけないと思います。できる限り早急に出してほしいと。

<赤羽委員> 設置者自身が提示したのは効果ではなくて効果の目標値ですね。それに対して結果がどうなっているかを把握する必要があるということですよ

ね。だから、「効果の目標値に対する実情を把握し」ですか。もう1回この部分を繰り返しますと、「1日当たりのみならず、ピーク時間帯における効果の目標値に対する実情を把握し、必要に応じて改善策を講じてください」。

<榛澤委員> そうしますと、「意見なし」の「なお」の後ろ。今書いてある、これのかわりに入れていただいた方がいいのかなと思うんですが、どうなんですかね。

<赤羽委員> ただ、講じている可能な対策というのはシャトルバスに限らないですよ。

<榛澤委員> 具体的に書かないとわからなければ、これでよろいんじゃないですか。今、先生がおっしゃったのは前にしておいて、後はこういうふうにするばいいかなという感じがするんですけども、そのところは事務局にお任せでいかがでしょうか。

<伊藤会長> 「意見なし」の後、なお書きで冒頭に赤羽委員の動議を出して、そして、「さらに周辺道路の混雑緩和」。両方あってもいいと思います。それと、次の審議会にデータを出してほしいと思います。それぐらいは計算をしてももらえると思うんです。赤羽委員の指摘で初めて気がついたんですが、今の場合だと、ピーク時にどれだけ減らしたのか、ちょっとわからないので、これは出してもらうことにいたしたいと思います。御面倒かもしれませんが、事務局の方で出してもらうように。我々も審議の可否ではなくて、これからの参考になりますし、あるいは審議会でやるときも、ピーク時にどれだけ減ったかを言う機会というのは、この案件に限らず、ほかにもあると思いますからね。今後、注文を出す上でもよろしかろうと思います。いかがでしょうか。

<榛澤委員> せっかくですから、先生がおっしゃった交通安全対策についても書いておいたらいかがなんでしょうかね。

<赤羽委員> これは設置者自身ができることとその範囲を超えることがありますけれども、しかし、公安委員会と、具体的に生活道路に関しては道路管理者の柏市と協調して対策をとってもらう必要が……。

<伊藤会長> 大店立地法の県の意見としてはちょっと書きにくいんですよ。あくまでも設置者に迫るとしたら、先ほどのような程度だと思います。これは文書として残りますから、そこまで踏み込んじゃうと、あといろんなことも全

部安全対策だということを言わなければいけなくなる。

<赤羽委員> 事故の状況がこの場で示されていれば、もう少しはっきりと物が言えるんですけれども、残念ですね。

<榛澤委員> 効果としてあったというので、例えば交通事故がなくなりましたよとあれば一番よかったと思うんですけれどもね。

<伊藤会長> 県警がデータを出せないと言うんだから、しょうがないですね。

それでは、「意見なし」というのを前提としてよろしいでしょうか。ただ、今、事務局も書きとめていただきましたけれども、なお書きにして、「さらに周辺道路の混雑緩和等に、店舗として可能な対策を今後とも講じてください」は残したいと思います。そして、ピーク時にどれだけ減ったか、その効果については、これは書きませんけれども、出していただくように。これは大いに今後の審議会の参考にもなると思います。

それでは、そのようにしていただきたいと思いますが、室長、あるいは事務当局から何か御意見ございましたら。特段ございませんか。

<事務局> はい。

<伊藤会長> それでは、最後の第4案件は、ただいま申し上げましたような県の「意見なし」というのは承認いたしました。なお書きで厳しいところを文言としてあらわしていただき、かつ、できる限り早い機会に、審議会にそういうデータを提示してもらいたいと、これをつけ加えたいと思います。

それでは、以上、本日、審議案件は4つございまして、いずれも県の意見は承諾いたしました。しかし、若干意見がついたのが幾つかございましたので、事務局の方、そのように改めて書き添えていただくことをお願いしたいと思います。

○ 議題(3) 変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤議長> それでは、審議案件4つは終わりましたが、報告案件が7つございまして、これはいつも特に問題なければ、説明を要するところだけコメントしていただくにとどめたいと思いますが、報告案件一覧表で7件ございますね。そのうち6件が時間変更です。1つの案件だけは駐車台数の変更と

ということになっておりまして、市町村からの「意見あり」というのがありましたが、対応は済んでいるということで、住民の意見は特段なかったという記載になっておりますが、これにつきましていかがでしょうか。

<事務局> 報告案件7件のうち、船橋東武ビルにつきましては駐車場の削減に伴う変更届ですけれども、これは駐車場の賃貸借契約の解約に伴い、お客様用の駐車場を一部閉鎖せざるを得なくなったための変更で、駐車台数694台から614台へ減らすという計画ですが、指針の必要駐車台数505台は満たしています。一覧表に書いてございます日付をもって、「県意見なし」として通知いたしました。以上、報告とさせていただきます。

<伊藤会長> もし委員の方で報告案件につきましての御質問がございましたら。なければ、これはもともと手続上軽微な案件の変更でございますので、御了解いただきたいと思います。

これをもちまして、予定どおりの審議、報告を終了いたしましたわけでございます。

それでは、ここで傍聴の方は御退室いただきまして、あと連絡事項が事務局の方からございますので、委員の方は、ちょっとお待ちください。

(傍聴者退室)

○ 議題（４）その他については、次のとおりであった。

次回開催の日程確認（第51回千葉県大規模小売店舗立地審議会6月19日（月）午後2時から）を行った。

6 閉 会：午後4時33分

以上